

まん延防止等重点措置実施区域における対策

区 域	神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) ※今後の感染状況によっては、地域の追加を検討	神戸地域、阪神南地域を除く地域 (但し、②の営業時間短縮要請は、阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域)	資料 番号																
期 間	4月 5日(月) から 5月 5日(木) まで		-																
① 外出 自粛等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 〔特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく〕</li> <li>・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請</li> <li>・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 特に若者への自粛を強く要請</li> <li>・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請</li> <li>・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕</li> </ul>		8																
②施設の 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</li> </ul> <table border="1" data-bbox="223 795 829 884"> <tr> <td>4月5日から 5月5日まで</td> <td>神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="223 907 829 1209"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで: 5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 支給額: 事業規模(売上高)に応じた支給額 財 源: 国負担 80%、 県負担 20% × 2/3、 市負担 20% × 1/3</p> <p>〔特措法第31条の6第1項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従業員への検査勧奨</li> <li>② 入場者の感染防止のための整理・誘導</li> <li>③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>④ 手指の消毒設備の設置</li> <li>⑤ 事業を行う場所の消毒</li> <li>⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>⑧ 施設の換気</li> <li>⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保</li> </ol> <p>〔特措法第31条の6第1項に基づく〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑩ CO2センサー等の設置</li> <li>⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請</li> <li>⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請</li> </ol> <p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</li> </ul> <table border="1" data-bbox="869 795 1460 884"> <tr> <td>4月5日から 4月21日まで</td> <td>阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="869 907 1460 1209"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで: 5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 支給額: 1日あたり4万円/店舗 × 時短営業日数(定休日を除く) 財 源: 国負担 80%、 県負担 20% × 2/3、 市負担 20% × 1/3</p> <p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従業員への検査勧奨</li> <li>② 入場者の感染防止のための整理・誘導</li> <li>③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>④ 手指の消毒設備の設置</li> <li>⑤ 事業を行う場所の消毒</li> <li>⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>⑧ 施設の換気</li> <li>⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保</li> <li>⑩ CO2センサー等の設置</li> <li>⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請</li> <li>⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請</li> </ol> <p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設		3 ・ 4
4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)																		
施設	内容																		
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)																		
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設																			
4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)																		
施設	内容																		
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																		
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設																			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法によらない協力依頼</li> </ul> <table border="1" data-bbox="236 136 831 434"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 136 443 170">多数利用施設</th> <th data-bbox="443 136 831 170">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 170 443 300">劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等</td> <td data-bbox="443 170 831 300"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・イベントの開催要件の遵守</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 300 443 434">物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等</td> <td data-bbox="443 300 831 434"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・イベントの開催要件の遵守</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>				
多数利用施設	内容										
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・イベントの開催要件の遵守</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>										
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>										
③ イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの開催要件</li> </ul> <table border="1" data-bbox="220 528 1206 757"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 528 858 562">区 分</th> <th data-bbox="858 528 963 562">収容率</th> <th data-bbox="963 528 1206 562">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 562 858 674">大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td data-bbox="858 562 963 674">100%以内</td> <td data-bbox="963 562 1206 674" rowspan="2">5,000人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 674 858 757">大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td data-bbox="858 674 963 757">50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="220 757 1406 891"> *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。  ※人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度  〔特措法第24条第9項に基づく〕 </p>	区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内		—
区 分	収容率	人数上限									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下									
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内										
④ 出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請</li> </ul>		—								
⑤ 重点検査の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置区域内における<u>高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施</u></li> <li>・<u>高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底</u></li> <li>・<u>繁華街・歓楽街、事業所群(建設現場、工場の寮等)、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充(国事業への協力)</u></li> <li>・<u>措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施</u></li> </ul>	—	5								
⑥ 医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行</u></li> <li>・<u>感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備(医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等)</u></li> </ul>		5								
⑦ 見回り等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等における営業時間短縮及び、<u>アクリル板の設置など業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策(*)の徹底を図るため、見回り活動を強化</u></li> </ul> <p data-bbox="225 1765 842 1868"> *アクリル板等(パーティション)の設置(又は座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等 </p>	—	6								
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進</li> </ul>										

令和3年4月2日

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮要請について**

兵庫県では、3月後半以降、新型コロナウイルス新規感染者が200人を超える日があるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

**1 対象施設**

種類	施設
飲食店 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

○営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(\*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(\*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など  
「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

**2 実施期間・対象地域・協力金****(1) 神戸地域、阪神南地域**

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	事業規模(売上高)に応じた支給額(詳細別紙)

**(2) 阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域**

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底	1日あたり4万円/ 店舗×時短営業日数

**お問い合わせ先**

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 078-362-9921、受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501、受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

令和3年4月2日

## 「まん延防止等重点措置」に係る 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置実施区域」に指定されたことに伴い、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の飲食店に対する営業時間の短縮（以下、「時短営業」といいます。）を要請します。

この時短営業の要請に応じていただいた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔まん延防止等重点措置分〕」を支給します。申請受付は、要請期間終了後に開始します。

### 1 対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行うことが必要です。

### 3 支給額

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金〔まん延防止等重点措置〕
対象期間	令和3年4月5日(月)～5月5日(水)
対象区域	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円(※)/店舗×時短営業日数（最大31日間） ※〈中小企業〉 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・10万円以下の店舗：4万円 ・10～25万円の店舗：（前年度等の1日当たり売上高）×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円 〈大企業〉 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）〈中小企業もこの方式を選択可〉

#### ※1 4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等

区域	4/1～4/4	4/5～4/21	4/22～5/5
神戸・尼崎・西宮・芦屋	〈県による時短要請〉	〔まん延防止等重点措置〕 @4～20万円×時短営業日数	
その他8市6町 (阪神北、東・中播磨)		@4万円×時短営業日数	

注) この措置は現時点における取扱方針である。

### 4 支給時期・申請方法

要請期間が終了後、申請受付を開始予定です。

具体的な受付時期・申請方法は追って県ホームページ等でお知らせします。

(参考) 協力金単価の見直しについて(4月5日から)

**【中小企業の場合】**

前年度又は前々年度の 1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～	
1年間のおおよその 売上高	～約3,000万円	約3,000万円～約1億円	約1億円～	
事業所シェア	約8割	約1割	約1割	
協力金の 金額	まん延防止等 重点地域	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高に応じて増加 売上高の4割	10万円/日
	その他地域	4万円/日		

注) この措置は現時点における取扱方針である。

**【大企業の場合】**

1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可

# 事業者への依頼事項

## 1 飲食店等への営業時間短縮

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市		伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
期間	令和3年4月1日～4月4日	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

## 2 飲食店等への感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2 センサー等の設置
- ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請
- ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請

## 3 見回りへの協力（対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）

調査員が対象店舗を訪問し、感染防止対策の実施状況を確認するための調査への協力

## 4 施設の使用制限の協力（対象地域：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）

多数利用施設	内容
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・ イベントの開催要件の遵守</li> <li>・ 入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時)</li> <li>・ 入場者の整理誘導等の実施</li> </ul>

## 5 イベントの開催制限に伴う人数制限の協力

区分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内(*)	

(\*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。

※人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

## 6 出勤抑制

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請